

議案第 10 号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって青森県市町村総合事務組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

階上町長 荒谷 憲輝

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成 19 年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中及び別表第 2 第 8 号の項中「、黒石地区清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

◇ ————— ◇

提案理由

構成団体の減少により規約を変更するため提案するものである。

（参考）

▽地方自治法

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条第 1 項 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節に

において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条(第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。))及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。